

質問応答書

調達件名：北区民センターで使用する電力（R4年度）

NO.	質問内容		回答
	項目	内容	
1	入札	契約単価積算内訳書の端数処理について指定があれば教えてほしい。 ・基本料金（小計） ・電力量料金（小計）	基本料金、電力量料金ともに小数点第2位（小数点第3位以下切捨て）までの記載が可能です。なお月別電気料金（合計）は円単位とし、1円未満の端数は切り捨ててください。
2	入札	契約単価積算内訳書の「その他の割引・割増」がない場合、割引・割増欄は空白のままでもよいか。	空欄で結構です。
3	契約	一般送配電事業者が値上げした際、契約単価見直し協議に応じてもらえるか。	経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となった場合については、契約書第12条第1項の規定に基づき、発注者と受注者協議の上、契約の全部又は一部を変更することは可能です。
4	契約	（権利義務の譲渡等）条文を以下に変更又は追加することは可能か。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	本市において、電力契約（単価契約）は当該事由における債権譲渡の承諾の対象外としているため、条文の変更又は追加はできません。
5	契約	計量日に関する条文を以下に変更又は追加することは可能か。 『計量は毎月1日午前0：00に行う。』	条文の変更又は追加はできませんが、計量日時につきましては契約書第9条の規定に基づき、発注者と受注者が協議の上、各月ごとに定めるものとします。
6	契約	契約書第11条第4項 支払期限について、以下の内容に変更は可能か。 『乙の「電力需給契約約款(高圧)」に定める「19. 料金の支払義務並びに支払期限日」に則り、これを支払うものとする。』	条文の変更はできません。
7	契約	契約書第11条第8項 遅延利息について、以下の内容に変更可能か。 『甲が前項の支払期日までに電気料金を支払わない場合は、乙の「電力需給契約約款(高圧)」に定める「23. 延滞利息」に則り、この額を乙に支払うものとする。』	
8	契約	契約保証金について、現金ではなく保険証書を提出しても問題ないか。	札幌市契約規則第25条第1号の規定により、「契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
9	請求	請求書はWEBからのダウンロードにて対応いただくことは可能か。	現時点ではWEBダウンロードには対応しておりませんが、札幌市競争入札参加資格者からの請求書で、事前に指定した口座へ支払うものは請求印を省略することができ、本市指定の請求書書式によるメールでの提出は可能です。
10	請求	請求書の内訳をもって検針票（検針結果）に変えているが、了承いただけるか。	差し支えありません。
11	請求	計量について「発注者は計量器に記録された値により計量をする」とあるが、数値の軽量は一般送配電事業者が自動検針で行うため弊社では行わないが、問題ないか。	
12	請求	最大需要電力・使用電力のお知らせと電気料金の請求について、最大需要電力・使用電力をお知らせできるタイミングと請求をするタイミングが同時になってしまうが問題ないか。また、最大需要電力・使用電力の通知について第5営業日以降の通知となるが許容いただけるか。	